

市内にお住まいの全ての皆さまへ
特別定額給付金の申請は

8月13日まで

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、1人につき一律10万円を給付します。

なお、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、原則郵送又はオンラインでの申請とさせていただきます。

○給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において下田市の住民基本台帳に記録されている方

○給付額

給付対象者1人につき10万円

○申請者

給付対象者の属する世帯の世帯主の方

○申請の方法

申請の方法は次の2通りです。

①郵送申請方式

下田市から世帯主の皆さまへ申請書を郵送しています。申請書に振込先口座等を記入し、振込口座の確認書類、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

とともに同封の返信用封筒に

入れて郵送してください。

※申請書が届いていない方は、問合せ先にある総務課特別定額給付金担当まで電話でお問い合わせください。

②オンライン申請方式

マイナンバーカードをお持ちの方は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で申請ができます。

申請にはカードリーダー付きPC又はカード情報を読取り可能なスマートフォンが必要です。

※マイナポータルHP
(<https://app.oss.myna.go.jp/App/lication/search>)



※感染拡大防止の観点から、直接来庁しての申請はお控えいただきますようお願いいたします。

○給付方法

申請後速やかに審査を行い、申請者名義の口座へ振り込みます。

申請の時期によっては、振込みまで2、3週間を要する場合があります。

※振込後に振込完了通知書を送付する予定です。

○申請期限

令和2年8月13日（木）まで

○詐欺にご注意ください

特別定額給付金の申請に当たり、**下田市や総務省が次の行為を行うことは絶対にありません。**給付金の詐欺には十分にご注意ください。

・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
・受給に当たり、手数料の振込みを求めること
・メールを送り、URLをクリックして申請手続を求めること

問合せ先

○特別定額給付金コールセンター

☎0120-260020

○総務課特別定額給付金担当
☎273915

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金
（感染予防分）の交付について

市内に事業所がある事業者・事業主の皆さまに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策充実のために必要な協力を交付します。

○対象事業者・事業主

次の要件を全て満たす方
①市内に事業所を有する会社、会社以外の法人、個人事業主で、5月1日時点において事業実態があること。

例▼個人商店、修理工場、病院・診療所、個人教授所（塾など）、美容容院、介護施設、工務店、書店、学校法人、特定非営利活動法人、宗教法人、加工場をもつ農業家・漁業者など

②来訪者、従事者等に対して、新型コロナウイルス感染拡大予防策を講じている、又は講じる予定があること。

③「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」及び「下田市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（休業要請分）」の交付を受けていないこと。

○協力金の額

3万円（全事業者一律）

○振込予定日

申請後、約半月程度かかる見込みですので、ご了承ください。

○申請の方法

次の書類をご準備ください。
①交付申請書（様式1、請求書を兼ねています）1部

②「事業概要・予防対策調査」1部

③事業所が下田市内に所在することを確認する書類

※「法人市民税申告書（写し）」「定款（写し）」、「確定申告書（写し）」、「開業届（写し）」などのうち、事業所所在地がわかる書類

④振込口座が確認できる書類（通帳の写しなど）

○提出先 郵送、市役所産業振興課窓口へ提出してください。

○申請受付期限 7月31日まで
※各様式はホームページに掲載しています。記載例を参



市ホームページ
https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/information_on_coronavirus_disease/
147637.html

考に、丁寧に楷書でご記入ください。また、申請書等は市役所産業振興課、商工会議所、観光協会にも用意してあります。

申請・問合せ先

産業振興課地域経済促進係
〒415-8501
下田市東本郷1丁目5番18号
☎273914
FAX 273910

市ホームページ

住居確保給付金について

離職・廃業等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、住居確保給付金を支給します。

対象者

・離職・廃業から2年以内の方
・休業等により収入が減少した方
・離職等の前に世帯の生計を主として維持していた方

・国の雇用施策による給付等を受けていない方等

支給要件

収入要件、資産要件等があります。詳細はお問い合わせください。

支給上限額

世帯人数（人）	支給上限額（円）
1	37,200
2	45,000
3～5	48,300
6	52,000
7以上	58,000

支給期間

原則3か月間（最大9か月間）
問合せ先 下田市社会福祉協議会

☎273294

※到着日が受付日となります。
②マイナンバーカードを使った電子申請（子育てワンストップサービス）

子育て世帯
臨時特別給付金を
支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、令和2年4月分の児童手当を受給する世帯に子育て世帯臨時特別給付金を支給します。

対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方）世帯は対象外です。

給付額

対象児童1人につき1万円

支給開始時期

令和2年6月（予定）
※対象の方への案内は5月中旬に行いました。下田市から児童手当を受給している方は給付金の申請は不要ですが、公務員の方は勤務先から配布される申請書の提出をお願いします。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥）☎22216

傷病手当金について

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入している方が、新型コロナウイルスに感染した等の理由で会社を休んだ場合に支給します。

対象者

次の要件を全て満たす方
①国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入していること

②給与等の支払いを受ける被用者であること

③新型コロナウイルスに感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため出勤できない期間が4日間以上連続していること

④給与の全額又は一部が支給されないこと

支給額

（直近3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×日数

※減額となる場合があります。
※申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードしてください。

申請・問合せ先

市民保健課国保年金係
（窓口③）☎273922